

第9表 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 充当額調

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1,580,000千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 22,455,662千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

分類	項目	予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	心身障害者福祉費 高齢者福祉費 児童運営費 保育所費 扶助費 など	16,191,488	10,004,275	128,300	639,223	811,389	4,608,301
社会保険	国民健康保険費 介護保険費 後期高齢者医療費	5,162,219	1,004,535	6,600	—	621,464	3,529,620
保健衛生	予防費 健康増進費 診療所費 病院費 など	1,101,955	114,440	—	4,640	147,147	835,728
合計		22,455,662	11,123,250	134,900	643,863	1,580,000	8,973,649

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和8年度予算額の22分の12に相当する額としています。